

税理士 田中事務所 御中

17/01/27

担当: 鈴木 博

税理士懇話会

照会事例検討票

税研情報センター

TEL:03-3294-4856

FAX:03-5282-8678

仕入に使用するポイントカードのポイントの取扱い

ご照会の事例の「永久不滅ポイント」がどのような条件で付与されるのか不明です。確定的にはお答えできませんが、一般的に、ポイントカードのポイントは、販売者が商品を販売した時にその販売価額の一定率をポイントとして付与し、次回以降の販売時にそのポイント分だけの値引きを約するものと考えられます。

次回以降の購入時に、ポイントを使用して値引きしてもらうか、ポイントを貯めたままにしておくかは、購入者の任意に委ねられているものと思われます。

つまり、「値引きの予約」がいつ実行されるかは、購入者の任意ですから、販売者側としては、売上値引は、顧客が現にポイントを使用した時に認識することなるものと考えます。

逆にいえば、購入者側では、現にポイントを使用した時に値引きがあったとして認識することとなり、このことは、期限により消滅するポイントであろうが「永久不滅ポイント」であろうが変わりはないものと考えられますから、ご照会に示されている処理となるものと考えます。

ただ、ポイントカードを会社の仕入れに使用するという例はあまりないものと思われますし、期末に棚卸資産として在庫がある場合、ポイント値引により仕入れた商品の期末評価(例えば最終仕入原価法)を値引後の取得価額を基礎としてよいのかという疑問は生じます。課税所得の計算の問題とともに、的確な売上総利益等の計算のためには、何らかの工夫(例えば「仕入値引き」とするのではなく「雑収入」とする)が必要ではないかと考えられます。

なお、「役員個人が所有するポイントカード」ということですが、A社の仕入れにしか使用しないのでしょうか。役員が個人的にも使用するとすれば、別途、会社の「仕入」で付与されたポイントと役員個人が購入したポイントとの混同・流用が生じるという問題が生じますので、ご注意ください。

税理士懇話会 会員専用サイト

ZEIKON CLUB 税懇クラブ <https://zeikon-club.com>

会員様向けに毎月1回、メールマガジンを配信しております。

最新事例の紹介や事例検討会の日程案内、事務局からのお知らせ等をお送り致します。

配信をご希望の方は、必要事項(会員番号、名前、メールアドレス等)を明記のうえ

zeikon@zeiken.co.jpまでご連絡ください。